

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年11月9日（平成29年（行個）諮問第170号）

答申日：平成30年1月12日（平成29年度（行個）答申第175号）

事件名：本人による離職票の記載に係る異議申立てに関して特定事業主が提出した離職理由経過書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1の保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年7月19日付け東労発総個開第29-252号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、別紙1の文書の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

なぜか？離職票に「事業主の離職理由に異議あり○」があったため、異議ありで提出し、特定ハローワークAの手続時、雇用選択時のメモと社長宛に出した文書を添えて、異議申立てを提出した。「特定ハローワークBから会社に確認する。」ということであった。

その後、特定ハローワークAの方から、電話で回答を話されたが、「直接お聞きしたい」と、出向いて聞いた。すると、文書で読み上げ、「後は会社と争って下さい。」という話で、「文書は見せられないし、コピーも出来ません。」ということなので、「どうすれば回答が見られるのか？」尋ねたところ「開示請求があります。」ということを知り、開示請求した次第である。しかし、部分開示となっているが、口頭で話された中身さえない黒塗り回答で、離職理由が明示されておらず、離職理由が確認できない。

会社は、後ろめたいことをしているから離職理由を出せないのか？

会社の言い分はごもっともであるが、あなたには教えられないということなのか？

法14条3号イ，7号柱書きに該当するとあるが，素人にはよく理解できない。

お役所の対応も「それはあちらの担当です。」とスムーズではなく，知る権利も保障されず，弱い者は泣き寝入りするしかないのか？離職証明書も手元になく，離職理由を知りたいだけなのである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，法14条3号イ及び7号柱書きの規定に基づき部分開示とした原処分は妥当であり，本件審査請求は棄却すべきものと考えらる。

#### 2 理由

##### (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は，離職票に「本人から雇用希望がなかった。」と記載があったことの異議申立てに対する会社の回答文書（以下，第3において「対象文書」という。）であり，事業主から提出のあった離職理由経過書がこれに該当する。

##### (2) 不開示情報該当性について

対象文書の不開示部分には，特定事業所の印影に関する情報があり，開示することにより，当該事業所の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，法14条3号イに該当することから，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また，対象文書の不開示部分には，特定公共職業安定所Bが特定事業所から聴取した離職理由に係る離職の経緯及び経緯に関する参考情報が記載されている。離職理由は，雇用保険の受給資格において基本手当を受給できる日数等に影響があるため，これらの情報は離職区分を判断する上で重要な情報となる。

仮にこれらの情報が開示されることとなれば，事業所が離職理由に関する率直な主張を行いにくくなるなどにより，労働者の離職時の状況に関する正確かつ詳細な情報の事業者からの収集が阻害され，公共職業安定所における離職区分の適正な判断が困難となり，雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼし，雇用保険の基本手当の不適切な支給につながるおそれがあるため，当該情報については，法14条7号柱書きに該当することから，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

##### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は，審査請求の理由として，審査請求書の中で，「口頭で話された中身さえない黒塗り回答で，離職理由が明示されておらず，離職理由が確認できない」と主張しているが，上記(2)で述べたとおり，法12条に基づく開示請求に対しては，開示請求対象保有個人情報ごと

に法14条各号に基づいて開示，不開示を判断しているものであり，審査請求人の主張は，本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

### 3 結論

以上のとおり，原処分は妥当であり，本件審査請求は棄却すべきと考える。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成29年11月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月30日 審議
- ④ 同年12月21日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 平成30年1月10日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は，別紙1の保有個人情報であり，具体的には，事業主から提出のあった離職理由経過書に記録された保有個人情報である。

処分庁は，本件対象保有個人情報の一部について，法14条3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は，不開示部分の開示を求めているところ，諮問庁は，原処分を妥当としていることから，本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ，不開示部分の不開示情報該当性について，以下，検討する。

#### 2 不開示情報該当性について

(1) 審査請求人は，審査請求書（上記第2の2）において，特定公共職業安定所Aの職員が文書を読み上げたが，開示された内容は，口頭で話された中身さえない黒塗りである旨主張する。

(2) ア 上記(1)の審査請求人の主張に関して，当審査会事務局職員をして諮問庁に対し，特定公共職業安定所Aから審査請求人に伝えた内容を確認させたところ，別紙2に掲げる部分はその内容に該当することが判明した。

したがって，別紙2に掲げる部分は，審査請求人が承知している情報であると認められ，これを開示しても，雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから，法14条7号柱書きに該当せず，開示すべきである。

イ 別紙に掲げる部分を除く部分（下記(3)を除く。）には，審査請求人の離職の経緯に関する参考情報が記載されており，審査請求人が知り得る情報であるとは認められず，これを開示すると，事業所が離職理由に関する率直な主張を行いにくくなるなどにより，雇

用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

- (3) 本件対象保有個人情報のうち、特定事業場の印影は、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を除く部分は、同条3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分は、同号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別紙 1

離職票に会社は「本人から雇用希望がなかった。」とありましたが，社長宛てに雇用延長届も出しており雇用希望はあります。文書回答もなかったの  
で，ハローワークに，異議申し立てをした所，会社回答が，ハローワークの  
方から口頭でありました。「後は本人と会社で争って下さい。」「文書は見  
せられないし，コピーは出来ない。」と言う事で，回答内容も正確に分から  
ず，争うにも争えません。「開示請求を出せば，見れるかもしれない」と言  
う事でしたので，はっきりした理由を知りたいですし，国の法律よりも会社  
の制度が上回っている理由も知りたいです。以上，納得いく説明，会社回答  
文書の写しを開示し，送付して頂きたい。（会社名：特定会社）

## 別紙 2

- ・ 10行目ないし16行目